

令和 7 年 9 月 25 日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局あけぼの学園
担当：奥村(電話 781-0155)

名古屋市あけぼの学園における個人情報の含まれる文書の紛失について

このたび、名古屋市あけぼの学園において個人情報の含まれる文書の紛失がありましたので、下記のとおりご報告します。

記

1 概要

令和 7 年 9 月 18 日（木）、名古屋市あけぼの学園の入所児童 A さんが医療機関を受診する際、付き添った職員が A さんの個人情報が記載された資料を紛失してしまいました。

職員は当該書類を紛失したことに気が付いていませんでしたが、9 月 22 日（月）に当該医療機関から建物内で当該資料を発見したとの電話連絡が施設へ入り、当該書類を紛失したことが判明しました。

2 紛失した個人情報

A さんのイニシャル、所属校の名称及び学年、身長、体重、障害の程度（療育判定）、判定年月日

3 対応

9 月 22 日（月）に職員が当該医療機関に出向いて当該資料を回収するとともに、A さんの保護者に電話にて経緯を説明のうえ謝罪し、翌日に直接謝罪をしました。

A さん本人には、9 月 22 日（月）に直接、経緯を説明のうえ謝罪をしました。

4 原因

受診の際に主治医、保護者、職員間での情報共有のために使用した当該資料を、使用後も職員が持ち出し用鍵付きカバンにしまわず所持していたため、その後児童の対応をしている中で紛失してしまったものです。

また個人情報を持ち出す際には、帰園時に持ち出した情報を紛失していないかの確認を行う手順になっていましたが、手順を怠っていたことにより発見が遅れました。

5 再発防止策

職員全員に対し、個人情報保護の重要性について改めて周知するとともに、再発防止について、注意喚起を行いました。

今後個人情報を含む書類を外部に持ち出す際は、携行中に持ち出した情報を紛失していないかの確認を適宜行うこと、必要なとき以外は鍵付きカバンに入れて携行することおよび帰園時に持ち出した情報を紛失していないかの確認を行うことを徹底します。

また、園外に持ち出すことを前提とした資料については、個人を特定できないよう最低限必要な情報のみを記載するようにします。